

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年1月7日	PHA株式会社(法人番号 3140002050381)代表者小國栄作	兵庫県姫路市青山西1丁 目9番10号	本社	兵庫県姫路市西今宿二丁目1-10	警告(処分日車数50日車の ため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年10月18日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第1項、第2 項、第3項)(2)整備管理者の研修受講義務違反 (運輸規則第46条)	15	5
令和7年1月10日	明光タクシー株式会社(法人番号 6170001009150)代表者小竹信之	和歌山県西牟婁郡白浜町 890番地17号	白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町890番地17号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年12月11日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対 して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交 通省告示第1676号)による運転者に対する指導監 督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年1月16日	株式会社TMC(法人番号 3140001054672)代表者下山真人	兵庫県三田市木器768番 地	本社	兵庫県三田市高次1丁目14番8号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年12月2日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務員等 台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不 備】(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1 項)	11	0
令和7年1月24日	株式会社金沢国際サービス(法人番 号1120001179060)代表者金沢由香	大阪府大阪市西成区玉出 西1丁目16番5号 金沢国 際ビル	貝塚	大阪府貝塚市水間146-1 105	輸送施設の使用停止 (60日車)	道路運送法第20条	令和6年7月11日及び同年7月22日、法令違反の 疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認め られた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第 20条)	6	6